

950MHz帯RFID周波数移行

SBM「終了促進措置」 に対する検討の進め方について

2012/8/31

(一社)日本自動認識システム協会
周波数移行検討会 事務局

はじめに

○本資料の位置づけ

・本年8月末ソフトバンクモバイル株式会社(以下「SBM」と記載)より、RFID免許人様及び登録人様、特定小電力無線局利用者様向けに950MHz帯のRFIDシステムの920MHz帯への移行に関して、「終了促進措置のご案内」という資料が配布されました。

・但し、前提条件や今後の検討の進め方等について、説明不足の点が多々見られるので、JAISAではスムーズな移行を実現するため本説明資料を作成しました。

・まずは「STEP0:前提として理解頂きたい事項」を必ずお読み頂いた上で、今後の検討の進め方についてご検討頂ければ幸いです。

・本資料の記述内容に不明な点があれば納入業者又はJAISAへお問合せ下さい。

【JAISA連絡先(本文書に関して)】

920-950mhz@jaisa.or.jp

【SBM連絡先(移行全般に関して)】

周波数移行問合せ窓口:0800-919-0900

連絡先メールアドレス:SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp

目次

STEP0: 前提として理解頂きたい事項	4
STEP1: SBM社の通知を受領した時点(現段階)	7
STEP2: 実際の交渉開始時点(今後)	9

STEP0: 前提として理解頂きたい事項

(1) 終了促進措置の対象は、全ての950MHz RFID利用者

- ・950MHzの構内無線局、簡易無線局および特定小電力無線局の免許人・登録人・利用者・所有者(以下: 免許人等)の**全てが終了促進措置の対象**です。
- ・免許人・登録人にはSBMから通知が来ます。特定小電力無線局に関しては、利用者・所有者から**SBMに対して協議の申入れ**をする必要があります。

(2) 平成26年3月末はあくまでSBMの目標であり、強制されるものではない

- ・移行期限**2014年3月末**はあくまでもSBMの目標であり、法令で定められた期限ではありません。
- ・法令で定められている**2018年3月末迄の移行期間内**であれば、免許人等の移行計画(移行する・しない含め)が優先されSBMや他社より、移行を**強制されることはありません**。
- ・但し、2018年4月1日からは950MHz帯で電波を送信することは違法行為になるため、2018年3月末までに**移行を完了するか、他方式へシステム更新するか、システム自体を廃局**する必要があります。

(3) SBMが負担する移行費用の範囲が、明確になっていない

- ・2018年3月末迄の移行費用については、SBMが全て負担することが義務付けられていますが、**負担範囲、金額等に関してはSBM/免許人等の協議**により決定することになっており、明確に規定されていません。
- ・また、RFID以外の他方式(例えばバーコードなど)へのシステム更新や、性能向上を目的とした追加作業・追加設備は、原則SBMの負担費用の対象とはなりません。

STEP0:前提として理解頂きたい事項

(4)SBMと納入業者の交渉が合意に達しない可能性もある

・SBMが想定する移行の標準的なケースでは、免許人等の既設システムの「納入業者」とSBMが、直接移行作業に関する費用・納期等の交渉を行い、双方合意の上で「納入業者」が移行作業を実施することになります。

・但しSBMと「納入業者」との交渉は、通常の商行為と同様の交渉となるため、**交渉が合意に達しない可能性**もあり、その場合移行が開始されないケースが発生することも想定されます。少なくともSBMと納入業者との換装業務委託契約が合意に至るまでの換装推進責任はSBMにあり、納入業者側には発生いたしませんのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

(5)移行後の機器・システムの保守責任は不明確

・SBMの通知資料には、移行後の機器(新周波数対応RFID機器・タグ等)やシステムの**保守責任が明確になっておりません。**

・SBMと移行に関する協議を開始される場合(特に機器がSBMから無償支給される場合)は、**移行後の保守責任、無償保障範囲・期限等**を、どの業者が請負うのかについても、十分協議いただくことを推奨いたします。

STEP0: 前提として理解頂きたい事項

(6)「社外秘」扱い文書のSBM等への提出は強制ではない

- ・SBMの通知資料には、既設システムの納品書(現在ご利用中のシステムの機器、タグ等の数や価格についてわかるもの)の提出要求があります。
- ・これら資料が免許人等で「社外秘」扱いの文書の提出にあたらぬか十分検討の上、提出可否を決定いただくことを推奨いたします。
- ・納品書に限らず免許人様の社内文書の提出についてSBMや他社から強制されることはありません。

(7)社内発生費用の取り扱いはSBMと十分な協議を推奨

- ・移行を行うにあたり免許人等の**社内で発生する費用**の取り扱いについてもSBMと十分協議いただくことを推奨いたします。(例:タグ交換費用、移行に伴う社内システム操業に関わる損失またこれに対応する費用、移行プロジェクト管理費用、その他諸経費など)。

(8)移行作業は単なる機器交換だけに留まらないことに留意

- ・950MHz帯対応RFID機器(含むタグ)と、920MHz帯対応RFID機器(含むタグ)とは、同一メーカー機器であってもその特性や性能が異なる場合があります。
- ・稼働中のRFID機器(含むタグ)の移行作業においては、単純な機器交換作業のみに留まらず、**作業前後において十分な電波特性の確認や試験調整が必要**となります。その他、移行において**システムソフトウェア改修やデータ更新・修正等**の作業が伴うケースもあります。
- ・このような必要経費、期間等に関しても、**協議時点で漏れなく計上**しておくことが重要です。

STEP1:SBM社の通知を受領した時点(現段階)

Q1:SBMが希望する平成26年3月末までの移行を行うのか？

(注1)平成26年3月末はあくまでSBMの目標であり、強制されるものではない

(注2)法的な期限は平成30年3月末

「YES」の場合

パターン①:納入業者と協力して実施

⇒納入業者との事前調整が必要

パターン②:自社独自で実施

⇒納入業者と保守等の事前調整が必要

パターン③:納入業者が撤退・廃業で不在

⇒新たな納入業者の選定が必要

「NO」の場合

パターン④:平成30年3月末までに移行

⇒近隣SBM社基地局運用開始の可否を含めてSBM社と協議が必要

⇒移行時期、内容に関しても事前にSBM社と協議が必要

パターン⑤:RFIDは廃止、他の手段へ

⇒SBM社と協議が必要

STEP1:SBM社の通知を受領した時点(現段階)

Q2:SBMの提案している移行スキーム(注)に同意するのか？

(注)納入業者が移行計画を策定、移行費用は原則納入業者に支払われる

「YES」の場合

1)SBM社連絡先へ通知

・どこまでの範囲に合意するのか明確化が必要

2)ヒアリングシート受領及び作成

・納入業者等と事前調整が必要

・改修工事、改修後のシステム保守等を含めての実施体制検討が必要

・SBM社への請求の為、事前検討を含め開始時点から移行に係る工数を記録する必要あり

・交渉の経緯を逐次議事録として文書で記録し、SBMと共有しておくことが重要

「NO」の場合

1)御社独自の移行スキームを希望される場合は、

SBM社と個別協議を実施

・現在の納入業者との契約内容の他への流出を防ぐ対策が必要

【検討時の留意点】 ・現在の商流が変更されても問題ないか？

・また商流が変更される場合、機器・システムの保守責任は誰が負うのか？

STEP2:実際の交渉開始時点(今後)

1. SBMとの交渉のベースとなる、移行に関する作業範囲、項目、担当等の取り纏め表を、現在JAISAで作成しています。
2. 取り纏め表が完成次第、会員各位へ情報共有致します。